



職場トラブルの相談を受けた時に 社労士が大切にしていること

注目トピックス

**01 | 職場トラブルの相談を受けた時に
社労士が大切にしていること**
社労士がどういう観点で職場トラブルの相談に対応しているのか、その解決のために確認するポイントについて紹介します。

特集

02 | 2025 年年末調整の主な変更点について
2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。

**03 | 勤務間インターバル制度の意味と
効果的な運用方法について**
ワークライフバランスのための勤務間インターバル制度の内容、並びに運用方法等を解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

**04 | 世界標準の 1on1
(ディスカヴァー・トゥエンティワン)**
「部下が本音を話さない」「毎回雑談で終わる」そんな 1on1 を変えるには？ 20 年の研究が導いた、科学的に正しい対話の技術を見てみましょう。

上岡ひとみ経営労務研究所より

05 | 職場トラブル対応チェックシート

06 | 補助金・助成金情報

今月のひとこと

07 | お問い合わせについて

08 | 黒チヨカ

職場トラブルの相談を受けた時に社労士が大切にしていること

社労士がどういう観点で職場トラブルの相談に対応しているのか、その解決のために確認するポイントについて紹介します。

はじめに

「日本で解雇は難しい」という情報は広く認知されていますが、解雇が難しいのは、労働関係各法が「労働者を守ること」を目的にしているためです。

そのため、社労士が職場トラブルの相談を受ける際には、この労働者保護の原則を踏まえた上で、状況を確認していきます。以下、実際の相談対応で心がけているポイントをご紹介します。

1. 問題の本質と改善可能性の見極め

まずは「この問題は本当に改善できないのか」を慎重に見極めるため、以下の表のように相談内容ごとに状況を確認します。

相談内容	確認するポイント
能力不足	教育・指導・配置転換などの改善支援を十分に行ったか/若い新人か中途採用の経験者か/本人に改善の意思はあるかなど
協調性の課題	単にコミュニケーションや相性の問題か、業務上の支障があるか/改善のための面談・指導や配慮を行ったかなど
不正行為	事実関係は明確か/故意か過失か/反省の意思表示はあるか/悪質性の程度はどの程度かなど
勤怠の乱れ	健康上の理由、家庭の事情はないか/事前に改善を促す機会を設けたか/現在連絡は取れているかなど
ハラスメント	被害者の就業環境はどの程度悪化しているか/加害者側に自覚はあるか/再発の可能性はあるかなど
業績不振	本人の責任か会社の事情か/配置転換や業務軽減などの配慮をしたか/同じ社歴の同僚と比べてどうかなど

2. 事実関係の客観的な確認

感情的な判断を避けるため、客観的な記録の確認を重視します。指導記録、面談メモ、メールのやり取り、必要に応じて映像・音声記録など、**客観性の高い証拠**を確認します。

3. 個別の事情に応じた配慮

職場トラブルの当事者の状況や背景の確認も大切です。勤続年数、年齢、家族構成、健康状態、キャリアの状況などは、**その方に適した解決策を考える**ために必要な情報です。たとえば、長く勤めているベテラン社員には、これまでの貢献も踏まえた対応が必要です。また、育児介護などの事情がある方には、生活への影響も考慮する必要があります。短期的に問題を解決するだけでなく、**その後の人生も見据えた判断**に気を付けています。

4. ルールの公平な運用

就業規則に基づいて、**全ての従業員に公平に対応しているか**を確認します。また、過去に同様の問題があった際の対応との整合性も見ます。つまり、「明確なルールがある」「誰に対しても同じ基準で判断している」この2つが整っていることを重視します。

5. 労働条件の適正性チェック

もし残業代の未払いなど、会社側にも改善すべき点がある場合、それも含めて整理します。

6. 最善の解決策を一緒に考える

重要なのは、**解雇は最終手段**だということです。多くの場合、改善指導、配置転換、業務調整、休職制度の活用など、他の選択肢があります。それでも難しい場合は、退職条件について双方が納得できる形を模索します。

職場の問題に向き合う際は、労働者保護という法律の前提を踏まえながら、企業の持続可能性にも配慮し、理性的・建設的に対処することが何より大切です。

2025 年 年末調整の 主な変更点について

2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。

はじめに

2025 年の年末調整では、税制改正を受けて、所得控除やいわゆる「年収の壁」の見直しに関連した被扶養者の収入確認方法等が変わります。以下、主な変更点と注意点について解説します。

1.基礎控除と給与所得控除の金額が引き上げ

2025 年分の所得税計算では、基礎控除と給与所得控除の額がともに引き上げられます。控除額の増加により、その分所得税が減ります。たとえば年収が 160 万円の場合は基礎控除 95 万円+給与所得控除 65 万円=控除合計 160 万円となり、所得税がかかりません。

控除の種類	変更内容
基礎控除	48 万円 ▶58 万円~95 万円※
給与所得控除	最低 55 万円 ▶最低 65 万円

※所得額に応じて段階的に控除額が設定される

2. 扶養親族等の所得要件の改正

所得税の計算上控除を受けられる扶養親族等の所得要件が改正により引き上げられました。つまり、所得要件が引き上げられた分だけ、年収が増えても扶養控除の対象になることとなります。典型的なパターンごとの年収要件は以下の表の通りです。

扶養親族	2024 年	2025 年
配偶者・一般の扶養親族	103 万円以下	123 万円以下
配偶者：配偶者特別控除 ※満額(38 万円)の対象者	150 万円以下	160 万円以下

※扶養する側の年収によっては対象外となる

3.特定親族特別控除

扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満の学生などは、一般に扶養するためにお金がかかります。そのため、大学生などの年齢の扶養親族は「特定扶養親族」として通常よりも多い扶養控除額 (63 万円) が設定されています。

しかし「年収 123 万円以下」という一般の扶養親族の年収要件では働く時間を依然制限するため、「特定親族特別控除」という新たな控除制度が始まりました。年齢要件を満たす学生アルバイトについては、以下の表の通り年収をさらに増やしても（養う側が）扶養控除を受けることができます。

特定親族特別控除金額表（一部抜粋※）

年収	所得控除額
150 万円以下	63 万円
155 万円以下	61 万円
160 万円以下	51 万円
165 万円以下	41 万円

※以後年収 188 万円までは段階的に減額された所得控除を受けることができる。

4.社会保険の扶養認定基準

関連して、19 歳以上 23 歳未満の学生に限り、社会保険（健康保険）の扶養認定基準が、2025 年 10 月より 年収 130 万円未満 から**年収 150 万円未満**に引き上げられました。

一見特定親族特別控除の 150 万円と同じですが、厳密には以下の違いがありますので注意が必要です。

所得税	150 万円以下(通勤手当などの非課税支給を除いた課税給与)
健康保険	150 万円未満(通勤手当を含んだ給与総額)

注：段落 1～3 における年収とは、収入が給与収入のみの場合の年収（非課税通勤手当等を除く）を指します。

勤務間インターバル制度の意味と効果的な運用方法について

ワークライフバランスのための勤務間インターバル制度の内容、並びに運用方法等を解説します。

はじめに

自民党の新総裁の発言から**ワークライフバランス**がにわかに脚光を浴びていますが、昨今の働き方改革により労働時間の短縮はますます重要視されています。ワークライフバランスのための施策の一つとして、勤務間インターバル制度の内容を解説します。

勤務間インターバル制度とは

「勤務間インターバル制度」とは、前日の勤務が終了してから翌日の勤務を開始するまでの間に、一定時間の休息（インターバル時間）を確保する制度をいいます。つまり、「**休む時間を保障する制度**」です。日本では、2019年の「働き方改革関連法」により努力義務として導入され、企業に制度導入を促す施策が進んでいます。

特に2023年以降は、育児や介護を行う労働者への支援策の一環として、勤務間インターバル制度の導入が一部義務化の方向で検討・推進されています。

EU諸国ではすでに「1日11時間以上の休息時間確保」が法的に義務づけられています。一方で日本では努力義務ながら、心身の健康確保・過労防止の観点から導入企業が増加しています。

制度導入の目的と効果

勤務間インターバル制度の最大の目的は、過重労働を防ぎ、働く人の生活と健康を守ることです。

期待される具体的な効果は次のとおりです。

- ・ 長時間労働による心身の疲労やメンタル不調の予防
- ・ 睡眠不足の改善による労働生産性の向上
- ・ 家庭生活・育児・介護など私生活との両立支援
- ・ 結果的に離職防止や人材定着につながる

特に近年勤務間インターバル制度は、ワークライフバランスと子育て支援の観点から、育児期社員への支援策の一つとして注目されています。

法的な位置づけと助成金制度

労働時間等設定改善法により、勤務間インターバル制度は企業に対して努力義務とされています。厚生労働省では制度導入を後押しするため、次のような助成金制度を設けています。

「**働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース**」➡ 所定のインターバル時間を設定し、制度導入や就業規則変更、管理システム導入等を行った企業に対して助成

インターバル時間の設定例

実際に企業が導入している**勤務間インターバル時間**は、**9～11時間**が多く設定されています。たとえば、インターバルを「11時間」と設定した場合、夜22時に退勤した従業員は翌日の出勤を午前9時以降にする必要があります。

夜間シフトや交替制勤務のある職場では、勤務シフトを作成する際にインターバル時間を踏まえる必要があります。

中小企業にとっての導入メリット

勤務間インターバル制度を導入した場合、企業では次のような効果が期待できます。

- ・ 残業時間の抑制と勤務時間の見える化
- ・ 従業員の睡眠改善によるパフォーマンス向上
- ・ 「ホワイト企業」としての採用・定着効果
- ・ 育児・介護中の従業員への支援姿勢の明確化

特に若手社員や女性従業員の採用で、「働き方に配慮してくれる会社」という印象を与える点はメリットとなるでしょう。

世界標準の 1on1

スティーヴン・G・ロゲルバーグ (著)

単行本：297 ページ

出版：ディスカヴァー・トゥエンティワン

価格：2,310 円 (税込)

はじめに

世界中で毎日 2 億から 5 億件もの 1on1 が行われていますが、その約半数が部下から「適切ではない」と評価されている事実をご存じでしょうか。一方で、マネージャーの多くは自分の 1on1 スキルを高く評価しており、この認識のズレが組織の成長を阻んでいます。本書は米国産業・組織心理学会の元会長による 20 年以上の研究成果を集約しています。

1on1 の半数が失敗している事実

世界で 1 日あたり 12 億 5 千万ドルもの投資が 1on1 に費やされていますが、その半数が効果を発揮していないと筆者は解説しています。マネージャーの自己評価は高いのに部下からの評価は低いという深刻な認識のズレが存在し、上司は「部下がたくさん話している」と感じる一方、部下は「上司ばかり話している」と感じるという現象が発生します。そのため、1on1 が形式的な報告会や雑談で終わってしまい、成長支援につながらないケースが多くなります。つまり、経験や感覚に頼った運用ではなく、科学的根拠に基づいた手法が必要だといえるでしょう。

科学が解き明かす対話の本質

理想的な 1on1 では、部下が話す割合が 50% から最大 90% であることが研究で明らかになっています。マネージャーの役割は「教える人」ではなく、「引き出す人」「聞く人」「進行役」です。部下の実務的なニーズ（業務の進め方や優先順位の相談）と個人的なニーズ（尊重されたい、信頼されたいという気持ち）の両方に応えることが重要です。この実現により、安心して話せる場をつくることで、部下は創造的な思考や建設的な対話ができるようになります。リーダーシップ研究で検証された「仕事の進め方を示す行動」と「思いやりを示す行動」のバランスが成功の鍵となり、部下が自ら答えを見つけて行動を決めることが成長を促すカギとなります。

質問の質が 1on1 の質を決める

「最近どう?」といった曖昧な質問では、当たり障りのない返答で終わってしまう恐れがあります。著者が 250 人以上にインタビューした結果、効果的な質問パターンは「人間関係づくり」「やる気の向上」「状況把握」「課題解決」「フィードバック」「能力開発・キャリア」の 6 つに分類できることが判明しています。

「何かお手伝いしましょうか?」「私がサポートできることはありますか?」といった支援の姿勢を示す質問が有効で、複数の領域から問いを選んで投げかけることで多角的で深みのある対話を築けると筆者は説明しています。評価するのではなく、相手の力になりたいという姿勢が伝わる質問が、安心して話せる雰囲気をつくるということです。

組織文化として定着させる仕組み

1on1 は個人のスキルではなく、組織全体で取り組むべき文化づくりです。直属の部下だけでなく、その部下（孫部下）とも対話することで、現場の実態を正確に把握できます。良い対話が広がることで、風通しが良くなり、新しいアイデアが生まれやすい土壌が育ちます。ミーティング開催の判断は「明確な目的があるか」「直接話す必要があるか」「他にもっと良い方法はないか」の 3 つの問いで行い、時間設定も従来の枠にとらわれず 45 分や 20 分といった工夫を試してみましょう。メンバーも巻き込んで新しいミーティング文化をつくり、1on1 を「制度」ではなく「文化」として根付かせることが、組織の成長につながります。

本書は、部下との対話に悩む経営者やマネージャーにとって、明日からすぐに実践できる具体的な指針を与えてくれる一冊です。科学的根拠に基づいた手法で、社内の 1on1 を変革し、組織全体の成長を加速させましょう。

職場トラブル対応 チェックシート

2025 年版チェックシート

職場で問題が発生した際に、適切な対応ができているかを確認するためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	問題発生時（能力・協調性・不正・勤怠・ハラスメント・業績など）、事実関係を客観的に整理する体制がありますか？		
2	問題の重大性（悪質性・故意性・頻度・影響度など）を冷静に評価し、その根拠を説明できますか？		
3	改善のための支援（教育・指導・面談・配置転換など）を段階的に実施し、日付入りの記録が残っていますか？		
4	指導記録、面談メモ、メールのやり取りなど、客観的な記録を適切に保管していますか？		
5	就業規則に基づいた判断ができおり、該当する条項を明確に示せますか？		
6	過去の同様の事例と比較して、今回の対応は公平で一貫性がありますか？		
7	当該社員の状況（勤続年数・年齢・家族構成・健康状態など）を把握し、個別の事情に配慮した対応を検討していますか？		
8	残業代の支払いや勤怠管理など、会社側の労働条件に改善すべき点がないか確認しましたか？		
9	人員削減が必要な場合、その必要性・回避努力・人選の合理性・説明責任について、根拠を整理できていますか？（該当する場合のみ）		
10	改善支援の継続、配置転換、条件付き雇用継続、円満退職など、複数の選択肢を検討し、双方が納得できる解決策を模索していますか？		

FAX のご返送は 0993-26-3770 まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書きください	
FAX			

補助金・助成金情報

現在公募中の補助金

補助対象となる取組み、補助対象経費		補助率、補助額
1	【 12 月 26 日締切り 第 22 次公募申請受付中 】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を行うとき	製品・サービス高付加価値枠 (通常類型) 補助額 750 万円 (常勤従業員 5 人以下) ～ 1,250 万円 (常勤従業員 21 人以上) 補 助 率 : 原則 1/2 (最大 2/3)
2	【 12 月 19 日締切り 第 2 回公募申請受付中 】 中小企業新事業進出補助金 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費など	補 助 率 : 1/2 以下 補助上限 : 従業員数に応じて 2,500 万円～7,000 万円 補助下限 : 750 万円
3	【 随時受付中 】 中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型) 「簡易で即効性がある省力化投資」を促進 人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助	補助率 : 1/2 以下 補助上限 : 従業員数に応じて 200 万円～1,000 万円

厚生労働省の助成金

助成対象となる取組み		1 人あたりの助成額
1	35～59 歳の中高年齢層・60 歳以上・母子家庭の母などを雇い入れたとき	最大 60 万円
2	発達障害者、難病患者を雇い入れたとき	最大 120 万円
3	男性従業員が特定の期間に連続 5 日以上育児休業を取得したとき (1 回まで)	最大 127 万円
4	従業員が育児休業を取得し、原職等に職場復帰させたとき (申請上限 2 人)	最大 62 万円
5	従業員が介護休業を取得し、原職等に職場復帰させたとき (申請上限 5 人)	最大 100 万円
6	70 歳以上へ定年年齢を上げたとき	最大 105 万円
7	定年制を廃止したとき	最大 160 万円

その他多数 !!

◆◆◆ 補助金採択実績 ◆◆◆

2023. 10. 25 鹿児島県「サービス業販路開拓・生産性向上支援事業費補助金」2 件が採択されました。
2022. 9. 1 鹿児島県「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業費補助金」が採択されました。
2021. 12. 6 「かごしま中小企業 DX 推進事業費補助金」が採択されました。
2021. 9. 22 鹿児島県「サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業費補助金」が採択されました。
- 2014～2021 事業再構築補助金 (2 件)、ものづくり補助金 (3 件)、小規模事業者持続化補助金 (1 件)、省エネ促進事業費補助金 (1 件) 経営革新計画 (3 件)、創業補助金 (2 件)、エイジフレンドリー補助金 (1 件) が採択を受けました。

お気軽に お問合せください

「労務相談」「社会保険手続き」「給料計算」ご相談がございましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。また、お困りごとに対応できる専門家をご紹介しますことも可能です。「夫婦喧嘩」以外のご相談は、当事務所へ。

今月の人事情報ステーションはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、お知り合いの経営者様をご紹介いただける場合は、

「お客様紹介専用リンク」からご案内ください。



➡「お客様紹介専用リンク」

黒チヨカ

メディア情報

「壁の限界??」

南九州商工会より「年収の壁セミナー」のご依頼をいただきました。準備のバツポと格闘中です。どう説明しようかと、グルグルしております。

ただ、正直に申し上げます。

100万、103万、106万、130万…と「壁の数」が多すぎ。社会保険の壁、所得税の壁、扶養の壁と、「壁の種類」が多すぎ。説明する私自身が「説明の壁」に激突しております（苦笑）。

制度が「つけたし、つけたし」を繰り返した結果、基礎知識のない方には超・難解な制度に。これでは現場も混乱しますよね。

「誰のための制度なんだ??」…この複雑さ、もう少しシンプルになりませんかねえ。

参加者を寝かせないためのサイドストーリー（雑談）の方向に思考がいつてる私は、「壁の限界?」

Web 最新情報

2025.11.12 【労務管理の落とし穴】 有期雇用契約の終了で失敗しないための3つのチェックポイント（コラム）

2025.11.05 「解雇」と「退職勧奨」は全くの別物！知っておきたい法律上の大きな違い（コラム）

2025.10.29 退職証明書 Q&A 退職時にもらうべき重要書類を解説！（コラム）

2025.10.22 労務リスクを断つ三位一体の経営術（コラム）

2025.10.15 同意は不要 給与誤支給・二重払い（は通知で回収（コラム）

上岡ひとみ経営労務研究所

代表 上岡 ひとみ

お問合せ

メール : info@e-sr.net
chatwork ID : 243128
公式 Instagram : KAMIOKA_SR
弊所 Web サイト : URL : https://e-sr.net/
お問合せページ : https://e-sr.net/contact/

営業時間

平日 9:00~17:00



当事務所の
インスタフォロー
お願いします

所在地・連絡先

指宿

〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町 43-7
Tel 0993-24-3128 / Fax 0993-26-3770

鹿児島

サテライトオフィス

〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田 3-43-8 高原ビル 2F
Tel 099-813-8378 / Fax 099-813-8379



https://e-sr.net/